



当院からのお知らせ

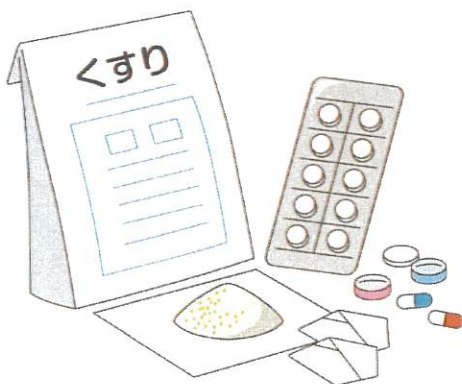
令和6年6月1日からの診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」で通院の患者様には、個人に応じた「療養計画書」を作成し、より総合的な治療管理を行うため「生活習慣病管理料」を算定させていただきます。

医師・看護師など専門職種より、療養計画書について説明・同意（署名）を頂く必要があります。



また当院では、患者様の病状に応じ、担当医の判断で28日以上長期投薬の対応が可能です。

ご理解、ご協力の程宜しくお願い致します。



医療法人 誠真会 関目病院